慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	島恭彦氏著 近世租税思想史
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.3 (1939. 3) ,p.417(129)- 425(137)
JaLC DOI	10.14991/001.19390301-0129
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390301-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

學派の理論も、又純全體主義的なシュパン流の理論も、共に單に理想型理論たるにとゞまり、豫備的研究であつて、決して現實的な、從つて直接政策に役立つ可き理論たり得ないと。

扨て現在の如き急激な社會變革期に於ては實踐的關心が益々强められ、實踐的關心が强まれば、科學に對しても、實踐に役立つ如き現實的理論を要求する。然し現實的理論を要求するの急なる餘り、往々現實の具體的事實を記述するにとゞまり、理論を見失ふか、或は黨派的な一定の政治目的によつて理論を歪曲してしまふ危險が頗る大である。斯かる危險に陷ることなしに現實的理論を樹立する手段として、フォーゲルの主張には大いに學ぶ可き點がある。即ち一方に於て彼は二つの形式理論を豫備的研究として認め、その上に現實的理論を構成することにより、單なる事實の記述へ陷ることを避げる。他方に於て彼は單に國民經濟の本質より導き出される客觀的價値判斷（國民の福祉、乃至私益に對する公益の優位性）のみを理論構成の指導理念とし、主觀的な、黨派的な價値判斷はこれを排除することにより、一定の政治的目的による理論の歪曲を避ける。唯問題となるのは、二つの對立的な形式理論から如何にして現實的理論が構成されるかである。この點に就いては該書の中に目瞭な說明を見出し得ないことを遺憾とする。然しこの點に就いては既に彼の Hauptprobleme der theoretischen Volkswirtschaftslehre auf sozialorganischer Grundlage, Berlin 1931 中に展開されて居る故、該書を參照されんことを希望す。

島恭彥氏著「近世租稅思想史」

永田清

一

財政學は今日種々なる領域において擴充さるべき必要に迫られてゐる。この必要は現代の財政學者達をして、從來未開拓の分野の研究に向はしめ、その成果は着々と現はれつゝある。こゝに紹介せんとする島恭彥氏の近著「近世租稅思想史」は K. Mann の Steuerpolitische Ideale, 1937. と共に、租稅現象の思想史的內容と經濟史的意義とを深く究明した意味で、財政學研究の新たな領域を拓いたものと言つて好い。

總じて從來の財政學の缺陷であつたものは、財政の研究が主として制度の說明に終始して、財政と社會關係との結びつきを看却した點にあつた。言ふまでもなく、財政は常にその時々の社會關係に結びつき、この關係を地盤として構成される。從つて財政研究の基礎となるものが、斯る社會關係との連繫にあることは、最早今日之を疑ふ餘地はない。それにも拘らず、從來の財政學が多く制度の說明とその論策とに集注したのは、財政學の理論的反省を必要する時代に到達してゐなかつたと言へば、その一言につきるであらう。併しこれを他の一面から考察すれば、財政の研究を斯る制度說明の方面に追ひ込む重要な理由がある。それは財政のもつ政治的性格である。財政が政治的性格をもつてゐるといふことは、財政の研究をして政治的實踐性に向はしめ、その結果は財政の組織と具體的政

策とが強く要求される。斯くて從來の財政學者達はこの要求を充たすために努力し、またさうすることが財政學研究の唯一の途であるかの如く考へてゐた。然かもこの性格を一つの歷史的事實として理解してゐなかつた。

併し前にも述べた通り、今日の財政學は之を一つの理論として反省すべき時期に到達してゐる。財政學を從來の制度的說明からひきあげて、これに科學としての內容を與へることが現代財政學者の任務である。それは一面において財政學を社會科學としての想念にまとめあげることであり、また他面において、財政の歷史的研究を完成することである。前者は今日一聯の理論財政學者によつて充たされつゝあり、從つて吾々も亦これ等理論家の勞作を通じて新たな研究に進むことが出來る。然るに財政の歷史的研究は、財政の思想史研究と具體的事實の發展過程とを一體とする研究であらねばならぬだけに、今日でも尙ほ未開拓の分野として殘されてゐる。無論この方面の研究にも、從來いくつかの勝れた勞作はあつた。併し財政學の理論的展開と步調を合せて進むほどの歷史的研究は甚だしく缺乏してゐた。島氏の「近世租稅思想史」は、この缺陷を充たす意味で極めて重要な役割を果たす勞作である。殊にわが國においては、今日までこの種の勞作が殆ど無かつた。纔かに財政學概論の一部として說かれる程度に過ぎなかつたのである。それが島氏の努力によつて漸く結實したことは、わが財政學界のために大いに喜ぶべきことである。

二

本書は財政思想史の全部を蔽ふものではない。第一にその書名の示す通り租稅思想史に限られてゐる。第二に近世初期の思想のみが採りあげられてゐる。斯くて本書は財政思想史の一部を構成するものである。併し財政思想史の樞軸をなすものは租稅思想史であり、且つその租稅思想は近世初期を發端として深く研究さるべき必要がある。

從つて本書は財政思想史の最も重要な領域を開拓するものと言つて好い。

本書を通じて著者のとつた態度はその序文の中に最も明らかに示されてゐる。

「近世の政治思想に於ても、經濟思想に於ても、課稅權と財產權、公經濟と私經濟の矛盾を如何にして調停するかと云ふ事が重大な問題として取上げられた。私が本書の中で考察するものは右の樣な意味の近世市民社會に特有な租稅思想の歷史的發展である。」

「惟ふに租稅論が財政學と云ふ特殊の學問體系に取入れられて以來、一種の形式が整へられはしたものゝ、著しく視野がせまくなり、安易な實證論に終始する事が多くなつたのは事實である。殊に財政學はめまぐるしく變化する對象に心をうばはれ、自分の日常使用してゐる理論的武器がどんなに古びたものであるか反省することを怠つてゐた。彼等は使ひ古した租稅論が一體どう云ふ性質のものであり、元來どう云ふ思想の本流から分岐して來たものであるかを考へなかつた。……眞に新しい學問を建設するには、舊い學問の形式にとらはれる事なく、過去から現在へ、現在から未來へと發展する思想の大きな流を凝視しなければならない。さうすれば、先づ第一に、舊い學問のシステムが出來上るまでに既に租稅及び國家經濟に關する生々した思想が存在してゐた事、第二に學問體系が出來上つた後でも、かゝる既成體系の外部で更に將來へ發展せんとする思想の萠芽が成長しつゝある事を悟るであらう。本書で考察するのは謂はゞ財政學以前の財政思想であり、租稅論以前の租稅思想である。……私はむしろこの生きた思想の持つ彈力性を利用して、始めて將來の新な體制へ飛躍することが出來るのだと信じてゐる。私はかういふ見地からして、十七世紀のイギリスと十八世紀のフランスに於ける社會的變革の地盤――其はあらゆる近代思想の發生地となつた――から直接生れ出た樣な租稅思想の發展を取上げたのである。云ひかへれば、私は形式化せ

る財政學の體系から租税原則や租税學説を解放して再び十七・八世紀のヨーロッパの生々した社會的、思想史的對立の内へ復歸させて見たのである。だから私は本書で積極的に何等かの新しい租税理論を展開しようと云ふのではなく、たゞ租税思想の古典を再吟味しようとするに過ぎない」。

從來の租税思想史は租税學説文献の紹介といふ程度を出でなかつた。さうしてそれは多く租税轉嫁論、租税原則論として取り扱はれてゐたのである。併し斯る研究は之を歴史的研究としてみるときは、あくまでも二次的な意味をもつに過ぎない。財政思想の如く、その時々の經濟的事實及び政治的支配を基礎とする思想においては、これを一個の理論構造として取りあげることは、そのこと自體が既に無意味である。この場合の歴史的想念は何よりも先づ歴史的社會關係に還元されねばならない。といふのは、あらゆる想念がこの關係の中に溶解してゐるからである。さういふ意味で、私はセリグマンその他の研究が劃期的な貢献を殘したにも拘らず、未だ財政思想史として完全なものでないと思ふ。然るに島氏の研究は歴史上の經濟的事實と政治的支配關係との叙述を採り容れてゐる點で、思想史としての一次的意味をもつことが出來るのである。租税の古典思想を再吟味するために著者のとつた態度は私も亦同感である。たゞこの方法は一次的意味をもつだけに困難であり、從つて著者は今後と雖も絶えず研究をつゞけざるを得まい。永く苦しむのでなければ、著者自らをして滿足せしめるやうな境地には容易に達し得ないであらう。併しそれだけに稔り多き效果が期待されるのである。

三

本書は序説三章、第一編二章、第二編四章、第三編五章に分れてゐるが、これを總括して大體三つの部門にわけることが出來る。即ち序説及び第一編を併せて近世租税思想史一元の序論とし、これにつゞいて、近世初期におけるイギリスの租税思想とフランスの租税思想とが分析されてゐる。

著者が序論の部分で明らかにしようとするところは、まづ「租税思想の荷ふ社會的勢力」である。この社會的勢力は言ふまでもなく租税思想の政治的性格として現はれてゐる。そしてこの政治的性格は次の如くに説かれる――「新しい租税思想が進歩し一つの社會的勢力にまでたかまるためには、その思想の背後に市民階級の勃興と云ふ事實があり、また少くとも勃興の氣運が醸成されてゐなければならない。教會や領主や專制君主の手から徴税權を奪ひ取り、課税權の公共性と議會による租税協賛權を確立したのはこの市民階級であつた。また身分的な課税權を排除して租税の平等を實現したのもこの市民階級であつた。また生産や流通に賦課せられる亂雜な租税を整理して、經濟活動の自由を擁護したのもこの市民階級であつた。この市民階級の封建的、絶對主義的レジームに對する鬪爭がなければ、恐らく新しい租税制度も擔税思想も生れなかつたであらう。實に新しい租税思想は市民階級の舊制度に對する鬪爭の中から生れて來たのであつた。それ故に新しい租税思想には多少の程度はあれ市民的性格と市民的モラルが刻印されてゐる。云ひかへれば、それは一種の『政治的性格』を持つてゐる」と。素々近世社會は封建的勢力に對する鬪爭の力を地盤として成立した。從つてこの時代の財政思想に斯る鬪爭力の反映が現はれることは明らかである。

然かも著者は斯る政治的性格に二つの型を見出してゐる。――「すべての租税論は何等かの政治的性格を持ち、社會的推進力と結合して發展する。併しこの命題は近世國家の將に成立しようとする十七・八世紀の租税思想にあてはまるものであつて、國家成立後の安定期に於いては多少の制限をうけなければならない。何故といふに、市民階級――官吏をも含めて――が一個の社會的推進力として封建的・絶對主義的推進力から課税權を奪取して、これを

國民共同の監視の下に置かうと戰つてゐる時代には、市民階級の政治的意識は極度に昂揚し、租税思想の『政治性』も明確にあらはれる。然るに近代國家がすでに戰ひとられ、立憲的國家體制が完成した時代には市民階級の意識は鎭靜し、鬪爭よりも秩序を欲する樣になるだらう。或は又新な社會運動が勃興し始めてくる時代に、初めて立憲國家を完成したドイツの樣な場合は、特に官吏階級はこの運動を抑壓するために『中立的態度』をとる事を餘儀なくされるであらう。要するに十七・八世紀の變革期の租税論と十九世紀の安全期の租税論との間には、自らその『政治性』の强度と性質とに於いて異るものがあることに注意しなければならない」と。つまり著者によれば、租税思想には時代の推移によつて、生々しい鬪爭の政治性と法律秩序としての安定とがあるといふのである。併し政治性をこのやうに二つの理論的範疇にわけることは、著者の折角試みやうとする社會史的研究に妥當するかどうか。私はこの點に二つの異論をもつものである。著者は鬪爭の時代を過ぎた安定期において、『租税論は政治性と思想性とを喪失する』と述べてゐる。この場合、政治性の喪失ではなくて、政治性の達成ではないだらうか。成程、立憲國家の成立と共に、「ひと〳〵の眼はこの法律制度としての租税體系に固着する」。「租税論の對象は專ら現實に與へられてゐる法律秩序としての租税體系である」。併し斯る理解は政治性を鬪爭力としての意味に限定して、社會的構造を通じて現はれる政治性といふ意味に解しない。問題はこれが果して妥當かどうかの點に歸着する。私は政治性の意味を社會的支配關係といふ廣い角度からみるために、この點では著者に贊することが出來ない。即ち立憲國家を通じて、市民社會のもつ政治性は一應達成せられ、それに對應する形で租税思想が確立されたとみるのである。近世租税體系の實踐はそれ自體特有の政治性を發揮した。この場合、政治性の喪失ではなくて、新たな時代に照應する政治性の發揮である。然かもこの發揮は、著者のいふ生々しい時代を經て、いよいよ達成せられたものとみることが出來る。

この點については、私は拙著「現代財政學の理論」の中でいろ〳〵に說き及んでゐるが、その一句を引用すれば次の如くである。――「國家の機能は自由主義下に於いて壓縮せられた。……從つてこの活動を中軸とする財政も自ら極めて消極的・否定的意義をもつにすぎなくなつた。併し乍ら、このことは決して財政のもつ政治的性格の窒息を意味するのではない。否寧ろ、この輪廓、この根幹に於いて、財政は極めて鮮明なる政治的自由主義の性格を帶びたのである」(三五四頁)。

四

近世租税思想における政治性を說いた著者は進んで租税と租税思想の歷史性とを明らかにする。こゝで著者の說くところは大體二つの問題である。即ち一は租税思想の根抵となる「社會」の歷史的概念であり、他は近世に至るまでの封建的貢納の問題である。後者は近世租税思想を述べるための前提であり、從つてこの編では謂はゞ中間的叙述となつてゐる。そこで私は專ら前者即ち近世租税思想における「社會」の歷史的概念を紹介しよう。

著者によれば、「近世租税論に於ける基礎概念の歷史的性質を明らかにする上に最も必要な事は、先づ十七・八世紀のイギリスやフランスに成立した樣な市民社會の現實を認識する事である。この市民社會の存在を無視し、或はこれと切離して共同社會の抽象理論に沒頭するならば、それから導き出される租税論も亦空虛なものとならざるを得ないだらう。……云ふまでもなく近世市民社會は私有財產制度に立脚し、そこでは各人は專ら各人の利益を追求してゐる樣な社會であつて、凡そ「共同的なるもの」と正反對の性質を持つてゐる。この市民社會は古代からの封建社會を通じて保存されてゐた人類の舊い「共同社會」を粉碎しつゝ發展した」。斯くて著者は近代市民社會の歷史的性

質を明らかにした上で、それと結びつく租稅思想を一つの基礎的な形で指し示してゐる。租稅思想があらゆる時代を通じて常に平等を理念としながら、然かもその要求に具體的な相異をもつのは、斯る租稅思想の核心となる「社會」の歷史性によるのである。著者が先づこの歷史性の究明を企てたことは正しい方法と言はねばならぬ。

更に著者はこの方法を第二編、第三編を通じて思想史的に貫かうとする。第二編では、イギリスに於ける市民的租稅思想の發展を論ずるが、この場合最も代表的な思想家として、トーマス・ホッブス、ウィリアム・ペティー、ジョン・ロックが擧げられてゐる。十七・八世紀を通ずる過渡期の思想家として、これ等の學者が選ばれるのは極めて當然であつて、著者の意圖も全體としてみれば充分に達せられてゐる。第三編では、十八世紀のフランスに於ける租稅理論と稅制改革論を取りあげ、アンシャン・レジームよりフランス革命による新たな思想までを說くのであるが、その間の思想家として、ボァギュベール、ヴォーバン、ケネー、チュルゴー、ミラボー等が登場する。

フランスの財政思想について最も興味をよぶ點は、アンシャン・レジームを通じて行はれた農民の收奪とこれに結びつく稅制改革論とである。然かもこの改革論はフィジオクラアトによつて、租稅論策より一個の科學的體系にまとめあげられた。即ち租稅思想はケネーを盟主とするこの一聯の學者達により、經濟理論を根抵としてその上に築き上げられたのである。さうしてこの根抵はまた社會史的要求を持つことが甚だしい。財政學が科學への途上に置かれたのはフィジオクラアトの理論をもつてはじまるが、その根抵に尙ほ歷史的事實を無視することが出來ないのである。この間の消息は第三編第三章以後において明らかにされてゐる。

總じて思想的研究においては、本源的資料を用ひなければならぬ點で相當の困難に遭遇し、更に思想と歷史的事實との交涉を明らかにするために、數限りなき努力が要求される。著者の涉獵した文獻はひろく、然かもこれが充分に利用されてゐるため、全體としてまとまつた叙述になつてゐる。無論、詳細な文獻的考證となれば、異論もあるであらう。併しこれを限られた紙數にまとめることは容易なことではない。この點で、著者の努力は充分に認められてよいと思ふ。

曩に述べた通り、本書は近世初期の租稅思想史である。著者の今後の努力によつて十九世紀に及ぶ研究の發表さるる日を待ち度い。著者は恐らくこの書を著はすに當つて、總括的文獻の稀少を嘆じたことであらう。それは今後の研究においても亦同樣である。併し K. Mann の前揭書が刊行されたことは、著者の今後の研究に相當の便宜を與へることと思ふ。

（一九三九・二・一八稿）